

# 介護保険福祉用具購入費の支給について

## 福祉用具購入を希望される方へ

介護保険による福祉用具購入費の支給は償還払い、受領委任払いからの選択制となっています。購入の対象となる品目は決まっていますので、まず、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は市介護保険課にご相談下さい。

※償還払い…被保険者は、福祉用具販売事業者に一旦費用を全額支払います。

支給申請後、9割分が被保険者に支給されます。

※受領委任払い…被保険者は、福祉用具販売事業者に福祉用具購入費の受領の権限を委任し、1割分を支払います。9割分は、介護保険課より福祉用具販売事業者に支払います。(受領委任払いによる支給の場合は、本市に福祉用具販売事業者の事前登録が必要です)

### 1. 支給対象

要介護（要支援）被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給します。

### 2. 支給手続き

- ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（必要性の理由を記載）

償還払いの場合…第1号様式

受領委任払いの場合…第2号様式

- ・添付書類 ①領収証（原本）  
②福祉用具のパフレット等福祉用具の概要を記載した書面  
③委任状（事業者に依頼される場合）

※受領委任払いによる支給をご希望の場合は、購入前に事前に受領委任払い承認申請書（第5号様式）の提出が必要となります。

### 3. 給付額と支払方法

- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額 100,000円/年
  - \*保険からの給付限度額 90,000円
  - \*保険対象の自己負担額 10,000円

- 原則として口座振込み（本人名義の口座）で支給します。

口座の記入に誤りがあると支給時期が遅れる場合がありますので、誤りがないようご注意ください。

### 4. 販売先事業者

特定（特定介護予防）福祉用具販売事業所の指定用件があります。

※受領委任払いのみ、小郡市介護保険受領委任払い取扱事業者の登録が必要。

### 5. その他

同一年度内に同一種目の福祉用具購入は、原則として認められません。

問合せ先  
〒838-0198  
小郡市小郡 255-1  
小郡市介護保険課介護保険係  
TEL 72-2111（代）  
（内線）452・453

## 厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目

### 1 腰掛便座

- (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

### 2 特殊尿器

尿が自動的に吸引されるもので、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に使用できるもの

### 3 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 入浴用いす  
座面の高さがおおむね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するに限る。
- (2) 入浴用手すり  
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- (3) 浴槽内いす  
浴槽内に置いて利用できるものに限る。
- (4) 入浴台  
浴槽の縁にかけて浴槽の出入りを容易にすることができるものに限る。
- (5) 浴室内すのこ  
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- (6) 浴槽内すのこ  
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る
- (7) 入浴用介助ベルト  
身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

### 4 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴可能なものに限られる。）であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

### 5 移動用リフトのつり具の部分

身体の適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。